

地域協働支援センター貸し室利用料

単位：（円）

室名	区分	午前	午後	夜間	昼間	午後夜間	全日	時間延長 (1時間)
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
多目的ホール (全体)	平日	4,320	6,990	8,640	11,310	15,630	19,950	2,460
	冷暖房料	860	1,390	1,720	2,260	3,120	3,990	490
	土日休	5,340	8,430	10,490	13,770	18,920	24,260	3,080
	冷暖房料	1,060	1,680	2,090	2,750	3,780	4,850	610
多目的ホール (A)	平日	2,460	4,010	4,930	6,470	8,940	11,400	1,430
	冷暖房料	490	800	980	1,290	1,780	2,280	280
	土日休	3,180	5,030	6,170	8,210	11,200	14,380	1,850
	冷暖房料	630	1,000	1,230	1,640	2,240	2,870	370
多目的ホール (B)	平日	2,770	4,520	5,550	7,290	10,070	12,840	1,540
	冷暖房料	550	900	1,110	1,450	2,010	2,560	300
	土日休	3,490	5,450	6,780	8,940	12,230	15,720	2,050
	冷暖房料	690	1,090	1,350	1,780	2,440	3,140	410
ホワイエ	基本料	1,540	2,460	3,080	4,000	5,540	7,080	820
	冷暖房料	300	490	610	800	1,100	1,410	160
控室1 控室2	基本料	920	1,430	1,850	2,350	3,280	4,200	510
	冷暖房料	180	280	370	470	650	840	100
フードスタジオ	基本料	2,460	3,900	4,930	6,360	8,830	11,290	1,430
	冷暖房料	490	780	980	1,270	1,760	2,250	280
研修室1	全室	1,540	2,460	3,080	4,000	5,540	7,080	820
	冷暖房料	300	490	610	800	1,100	1,410	160
	分割	920	1,430	1,850	2,350	3,280	4,200	510
	冷暖房料	180	280	370	470	650	840	100
研修室2	基本料	2,460	3,900	4,930	6,360	8,830	11,290	1,430
	冷暖房料	490	780	980	1,270	1,760	2,250	280
親子ふれあい広場 (託児室)	基本料	1,540	2,460	3,080	4,000	5,540	7,080	820
	冷暖房料	300	490	610	800	1,100	1,410	160
親子ふれあい広場 (和室)	基本料	1,540	2,460	3,080	4,000	5,540	7,080	820
	冷暖房料	300	490	610	800	1,100	1,410	160

- 1 利用料には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みます。
- 2 ホワイエは、他の利用者による多目的ホールの利用が無い場合に限り、利用することができます。
- 3 ホワイエの利用料は、ホワイエを多目的ホールと併用する場合は、無料とします。
- 4 控室1及び控室2は、多目的ホールを利用する場合に限り、利用することができます。
- 5 親子ふれあい広場及び和室の利用料は、専有して利用する場合に限り、徴収します。
- 6 時間延長とは、使用区分を超えて利用することをいい
当該利用区分を越えて利用する時間に 一時間未満の端数がある場合は、一時間とみなします。
- 7 次の各号に掲げる場合の利用料は、基本利用料に当該各号に定める割合を乗じて得た額とします。
ただし、控室1及び控室2の利用料は、基本利用料とします。
 - ① 入場料、会費等を徴収する場合 200/100
 - ② 入場料、会費等を徴収しないで商業宣伝等（招待券の発行を含む。）を行う場合 200/100
 - ③ 物品を販売する場合 300/100
 - ④ 多目的ホールの利用の際、飲食する場合 300/100
- 8 冷暖房を利用する場合は、基本利用料に100の20を乗じて得た額を加算します。
- 9 利用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
- 10 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日です。